

令和4年12月22日
市民局防災企画課

市政記者各位

大東建託株式会社との 「災害時における物資供給に関する協定」の締結について

1 趣旨

福岡市では、大規模な災害が発生した場合などに迅速な応急対策が行えるよう、企業や団体と様々な災害時応援協定の締結を進めています。

この度、大東建託株式会社との間で「災害時における物資供給に関する協定」を締結しました。

今回の協定により、災害時において被災住民等を支援するための物資の緊急調達が可能となります。

2 協定概要

(1) 協定の相手方

大東建託株式会社

代表取締役社長 小林 克満 (こばやし かつま) 氏

※当該企業は、独自に災害備蓄品を備えた防災拠点在全国に設置するなど、日頃より地域全体の防災力強化に向けた活動に取り組まれている。

今回の協定により、災害時において、その防災拠点からの物資の提供を受けられるようになったもの。

※全国に店舗（九州内に22支店、市内に3支店）を構えており、主に建築賃貸事業の企画・建築、不動産の仲介・管理、及びガス供給などを行う会社。

(2) 協定締結日

令和4年12月22日（木）

(3) 主な供給物資

- ・生活必需品
- ・食料、飲料水
- ・作業関係用品、工具類
- ・調理・電気用品、暖房機器 など

【問い合わせ先】

福岡市市民局 防災企画課 米倉
TEL : 711-4056 (内線1727)

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と大東建託株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 4 条 第 2 条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第 2 号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第 6 条 乙の物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第 7 条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第 9 条 乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(平常時の連携)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協定の破棄)

第13条 乙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長 小林 克満

別表（第3条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	ヘルメット、ロープ、ブルーシート、軍手、土嚢袋、長靴など
工具類	油圧ジャッキ、発電機、バール、折り畳み台車、折り畳み式リヤカーなど
食料、飲料水	保存食、保存水（ペットボトル）など
生活必需品	紙皿、割りばし、スプーン、紙コップ、ハンドソープ、エアマット、段ボールベッド、除菌スプレー、除菌ハンドジェル、ろ過機、給水タンク、クーラーボックス、ボディタオル、救急セット、トイレットペーパー、簡易トイレ、便座、トイレルーム、ウエットティッシュ、ごみ袋、生理用品など
調理・電気用品	包丁、サランラップ、アルミホイル、鍋、やかん、カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、ラジオ、携帯電話用充電器、ヘッドライト、ランタン、乾電池（各種）、コードリールなど
暖房機器	アルミブランケット、使い捨て毛布など